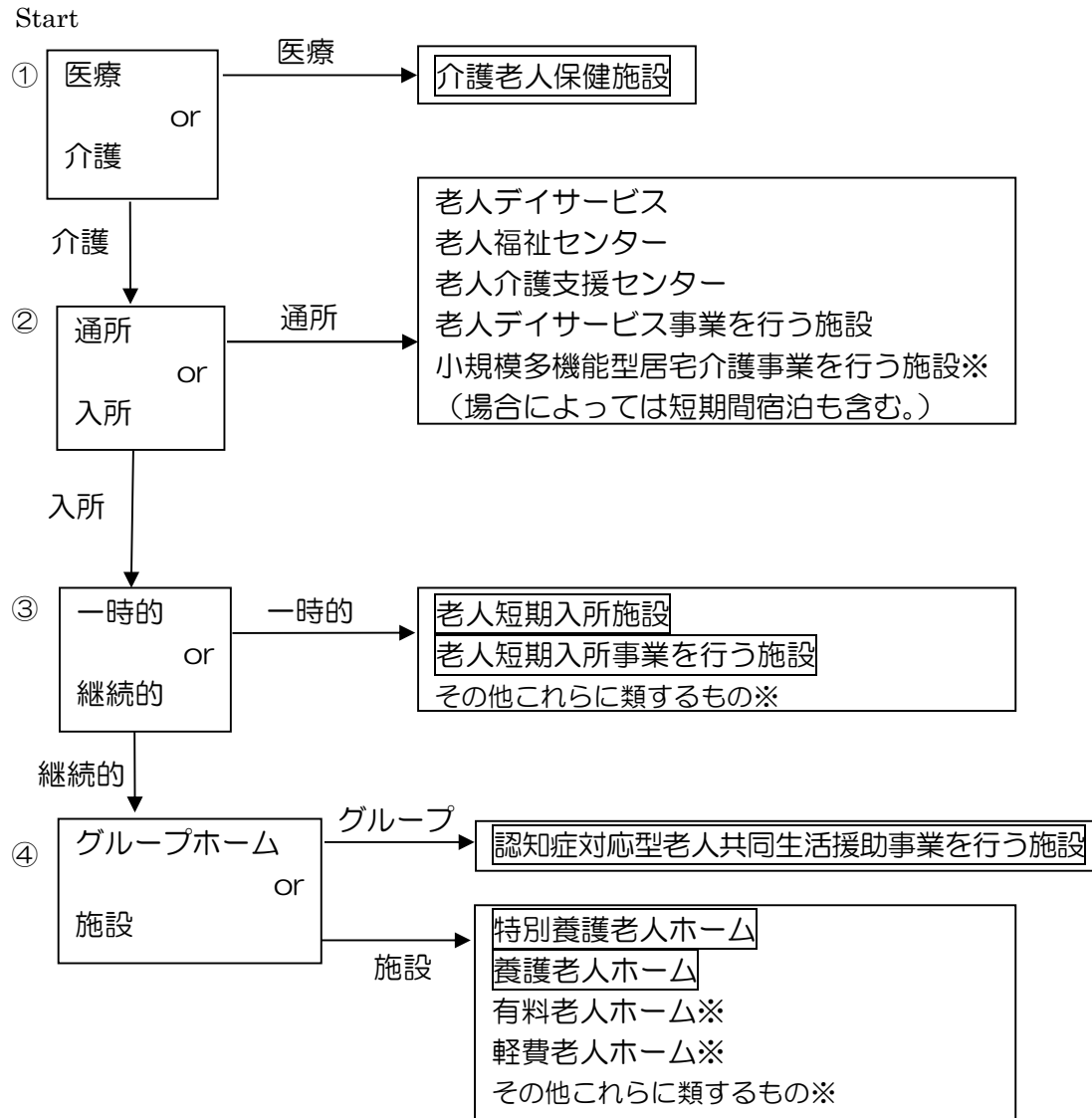


高齢者福祉施設

については、(6) 項口

※避難が困難な要介護者を主として入所(入居)させる施設は、(6) 項口
それ以外の施設は、(6) 項ハ



①「医療」若しくは「介護」の区別

※医療とは、医師等が常勤している施設

※医療及び介護を共に実施している施設については、「介護老人保健施設」に該当し、(6) 項口に該当する。

②「通所」若しくは「入所」の区別

※原則、通所施設であれば(6) 項ハに該当する。

※通所施設であっても、緊急時の対応の宿泊部屋を設けている場合があるため、詳細な実態を把握する必要がある。

③「一時的」若しくは「継続的」の区別

※一時的とは、原則連続30日以内であるもの。

④「グループホーム」若しくは「施設」の区別

※「グループホーム」であれば、認知症と医師からの診断された者が入居するため、全て(6) 項口に該当する。

「施設」であれば、4つの特定施設のいずれかに該当する。
※「有料老人ホーム」であれば、要介護者3以上の者の割合が全定員の半数以上を占める場合は、新(6) 項口、半数以下であれば、新(6) 項ハに該当する。

なお、施設においては、介護報酬等の関係から、入居者全員の要介護度を把握しているため、実態を把握する。

※公的機関からの通知書等の交付を受けている施設においては、サービスの種類により用途判定を行う。